

令和4年度地域と市長のまちづくり懇談会 二川南校区

開催年度回次	令和4年度第24回	開催月日	1月22日	開催校区	二川南校区	開催場所	二川南校区市民館
議 題				市の回答			
<p>1. 高齢化に伴って生じる生活の利便性への対応について (孤独死の増加、ゴミ出し・買い物難民など)</p> <p>二川南校区では、高齢者の単身世帯や夫婦共に高齢者の世帯などが増加しています。老人会で見守り活動なども行ってはいますが人手も足りず、孤独死してしまう方や、ゴミ出し・買い物に行けない方も増加しています。</p> <p>二川南校区に限らず、市内多くの校区で直面している課題だとは思いますが、ゴミ出し・買い物難民への対応や、見守り活動を強化して孤独死を防ぐなど、高齢化に伴って生じる課題について市として何か対策はできないでしょうか。</p>				<p>長寿介護課</p> <p>(1)本市では、高齢者の単身世帯や夫婦共に高齢者の世帯などへの見守りとして、緊急通報装置の設置をはじめ、民生委員や老人クラブなどの地縁団体とも連携し、個別訪問などの見守りを実施しています。</p> <p>買い物支援としましては、要介護認定のある方や介護予防・日常生活支援総合事業対象者であれば、介護保険制度によるヘルパーの利用が可能であるほか、それ以外の方であっても、シルバー人材センターによるワンコインサービス(高齢者生活支援サービス)、さらには、市内のスーパーが実施する宅配サービスや移動販売車など、状況に応じてサービスをご利用いただくことが可能です。</p> <p>また、本市では、地域における「お互いさまのまちづくり(まちの居場所づくりや助け合い活動)」を推進しており、高齢者の見守りや支援の場ともなっています。現在では、市内で約50団体が活動中です。なお、本市ではお互いさまのまちづくりを推進するため、市内に7名の生活支援コーディネーターを配置しており、立ち上げの際の支援もできますので、ご興味ございましたら、長寿介護課へご連絡ください。</p> <p>収集業務課</p> <p>(2)ごみ出しについて、本市ではごみステーションへ自ら運び出すことができず、かつ、運び出しについて協力者がいない世帯で、65歳以上または身体障害者の方を対象に、ご自宅まで収集に伺うふれあい収集を実施しています。このふれあい収集は、ごみが指定日に出されていない場合は、地域包括支援センターやヘルパーに連絡するなど安否確認も含めた事業となっており、ごみ収集だけでなく見守り対策としても機能している事業となっております。</p>			

開催年度回次	令和4年度第24回	開催月日	1月22日	開催校区	二川南校区	開催場所	二川南校区市民館
議 題				市の回答			
<p>2.少子高齢化が進む中でのコミュニティづくりについて</p> <p>経済的な問題などで少子化が進む中、子育てしやすいまちでは、人口が増えている傾向であるというデータがあります。</p> <p>また、二川南校区の老人会では、高齢化も進み、老人会の運営自体も大変な業務であることから、担い手がおらず老人会が消滅してしまった地区もあります。</p> <p>そこで、子育て世代の方と老人会とをつなぐ場(コミュニティ)が出来上がれば、子育て世代の方の情報共有ができる場になるほか、若い世代とシニア層が交流できることで老人会をより活気あるものに出来るのでは、と考えます。そういったコミュニティづくりを推進してほしいです。</p>				<p>長寿介護課</p> <p>現在本市では、老人クラブの会員と児童やその保護者などが昔の遊びを楽しむ老人クラブによる「三世代交流事業」や、支え合い活動を通じた多世代交流に取り組んでいるところです。</p> <p>地域における世代を超えた交流は重要であると考えていることから、是非、二川南校区の支え合い活動として取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>現在本市では、支え合い活動の支援については、長寿介護課で行っていますので、話を聞いてみたい、実施してみたいとお考えの際は、長寿介護課にご相談ください。</p>			

開催年度回次	令和4年度第24回	開催月日	1月22日	開催校区	二川南校区	開催場所	二川南校区市民館
議 題				市の回答			
<p>3.空き地などの環境整備について</p> <p>地主が管理を全くしない土地が校区内にいくつもあり、冬の時期になるとススキなどの雑草が生い茂り、視界不良による交通の妨げや、枯れ草への放火の被害などが懸念されます。通学路に隣接する空き地などでは、登下校する児童が危険な目に遭う可能性もあります。</p> <p>市から、地主や管理者に土地の適切な管理を指示できないのでしょうか。</p>				<p>廃棄物対策課</p> <p>議題のようなケースでは、廃棄物対策課が窓口として相談をお受けして、まずは現地確認を行います。その後、土地所有者等を調査し、原因者に対して訪問又は文書により、適正な管理を依頼しております。</p> <p>依頼を行った後に、一定期間をおいて、対応状況について現地確認を行い、解消されていない場合は、再度訪問又は文書にて依頼することとなります。以後は、この手順の繰り返しとなります。</p> <p>なお、通行障害や枯草火災などの懸念がある場合は、関係課で連携し、案件の解決に向け対応しております。</p>			